

## 処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
ケミカルリサイクル・ ジャパン株式会社 代表取締役社長 岡村 仁彦	市原市姉崎海岸 3 番 2 の一部	19,736.57 m <sup>2</sup>	工業専用 地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

### (理由)

本敷地は、JR 内房線姉ヶ崎駅から西に約 1.0 キロメートル離れた位置にあり、工業専用地域に位置している。

施設は幅員 16 メートルの私道に接しており、幅員 50 メートルの国道 16 号に繋がっているため車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

## 計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力 破碎施設 4基

『新設』破碎機① (粗破碎) 廃プラスチック類 59.4 t/日

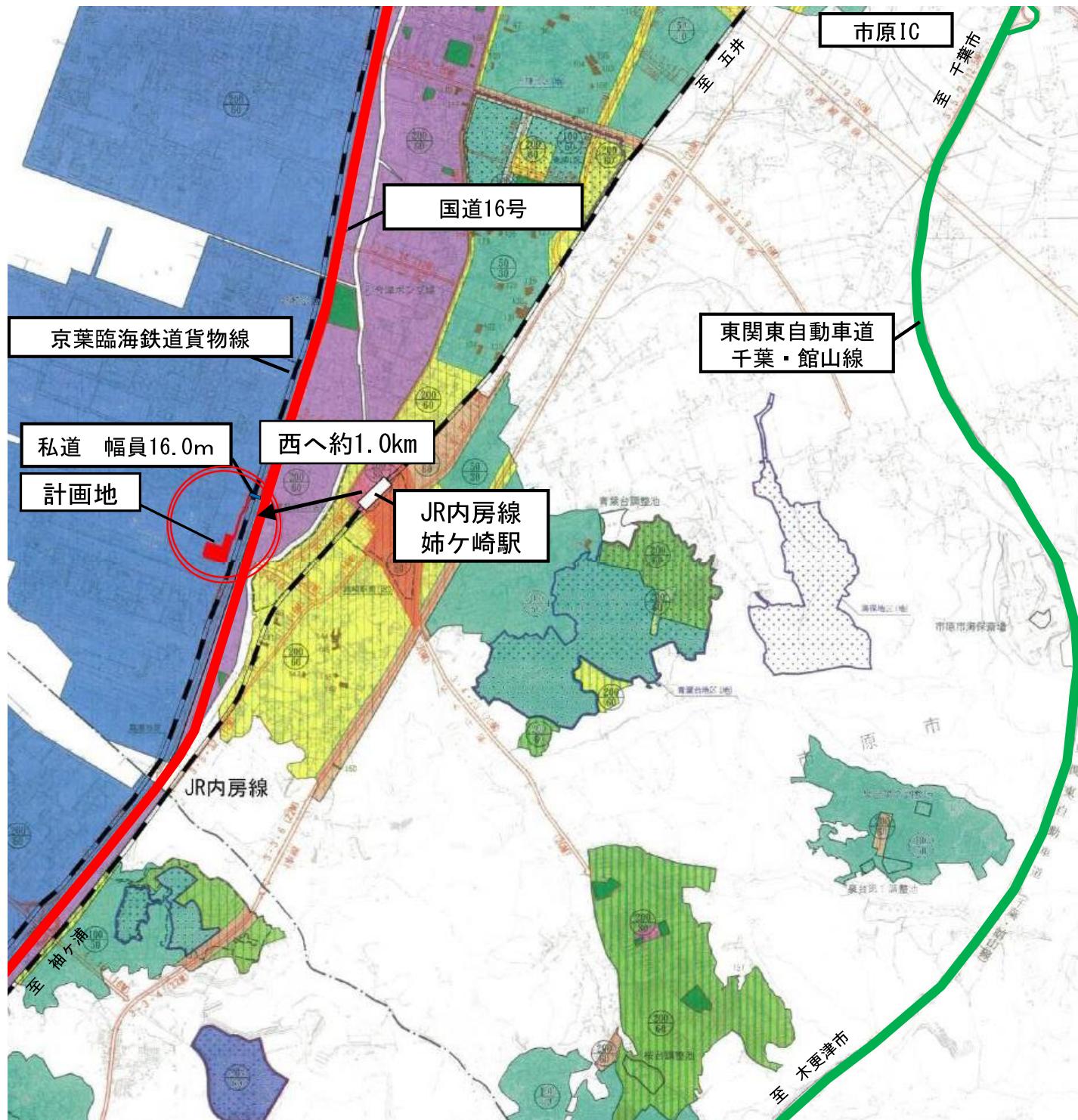
破碎機② (PET) " 9.4 t/日

破碎機③ (軽プラ) " 35.8 t/日

破碎機④ (重プラ) " 22.3 t/日

3 建築物 新築 8 棟

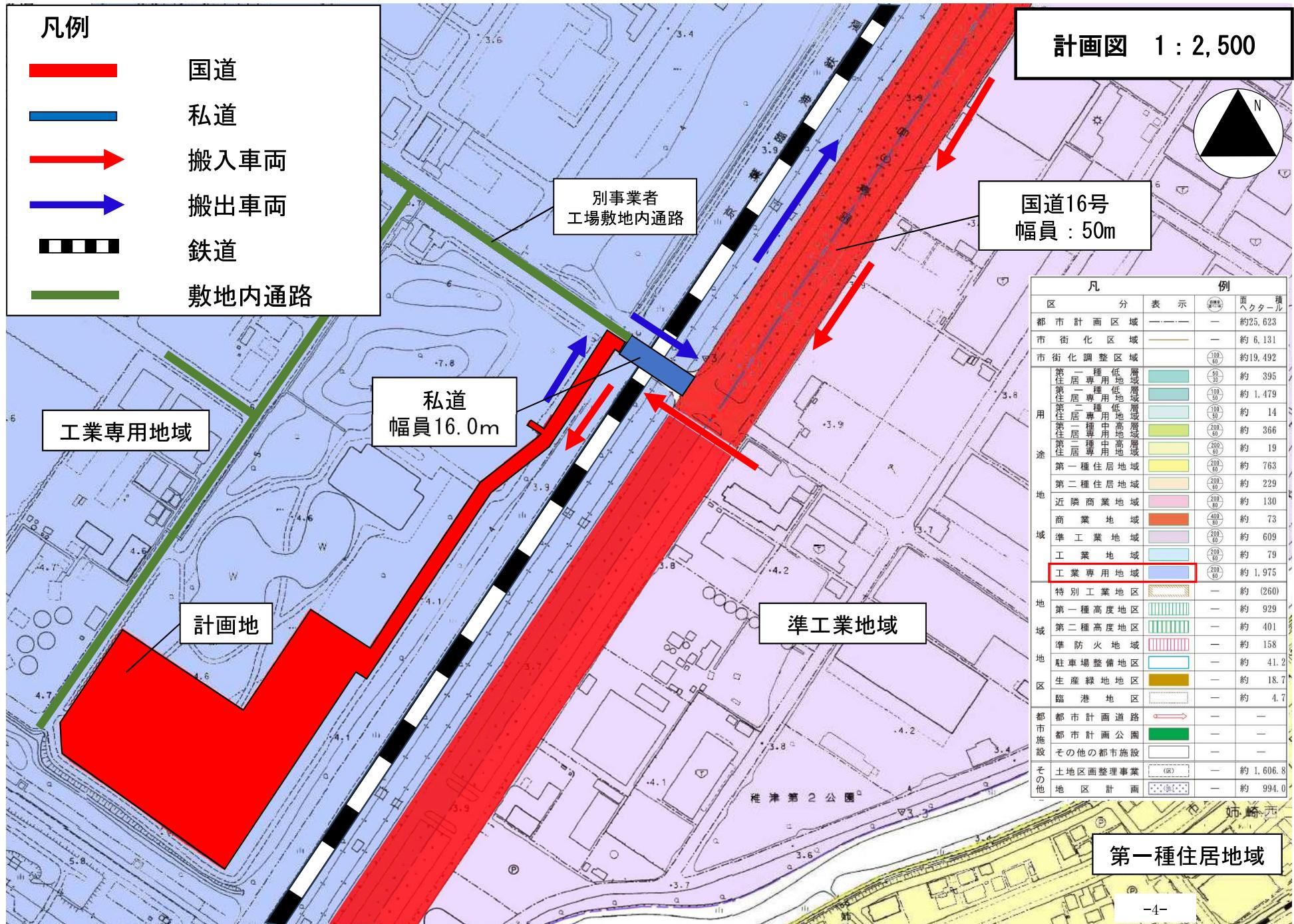
位置図 1 : 25,000



凡例			
区 分	表 示	面積 ヘクタール	積
都 市 計 画 区 域	---	約25,623	
市 街 化 区 域	——	約 6,131	
市 街 化 調 整 区 域	○○○○	約19,492	
用 途	第一種 住居用 地域	約 395	
	第二種 住居用 地域	約 1,479	
	第三種 住居用 地域	約 14	
	第四種 中高層 建築用 地域	約 366	
	第五種 中高層 建築用 地域	約 19	
	第一種 住居地域	約 763	
	第二種 住居地域	約 229	
地 域	近隣 商業 地域	約 130	
	商 業 地 域	約 73	
	準 工 業 地 域	約 609	
	工 業 地 域	約 79	
	工業専用地域	約 1,975	
地 域	特 別 工 業 地 区	約 (260)	
	第一種 高度 地 区	約 929	
	第二種 高度 地 区	約 401	
地 区	準 防 火 地 区	約 158	
	駐 車 場 整 備 地 区	約 41.2	
	生 産 緑 地 地 区	約 18.7	
	臨 港 地 区	約 4.7	
都 市 施 設	都 市 計 画 道 路	—	—
	都 市 計 画 公 園	—	—
	その他の都市施設	—	—
其 他	土地区画整理事業	約 1,606.8	
	地 区 計 画	—	約 994.0

凡例

- 国道
- 私道
- 高速道路
- - - 鉄道



## 第199回千葉県都市計画審議会「第2号議案」概要

### 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(市原市)について

#### 1 施設の概要

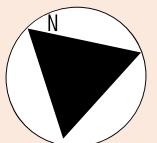
設置者	ケミカルリサイクル・ジャパン株式会社 代表取締役社長 岡村仁彦		
敷地面積	19,736.57 m <sup>2</sup>	前面道路幅員	16 m
計画地内の 処理施設 (計12基)	許可対象施設(産廃) 新設:破碎機(4基)	許可対象外施設 新設:破碎機・溶融固化機・圧縮梱包機・熱分解機(8基)	

#### 2 審査指標

敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市の都市計画と整合している。</li> <li>申請地は工業専用地域に位置している。</li> <li>近傍に既決定の都市施設はない。</li> <li>敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。</li> </ul>
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な搬出入経路は、幅員16mの私道に接しており、幅員50mの国道16号に繋がっているため、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大約19台)</li> </ul>
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。</li> <li>廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。</li> <li>敷地周囲には、高さ1.8mのフェンスを設置し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。</li> </ul>

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

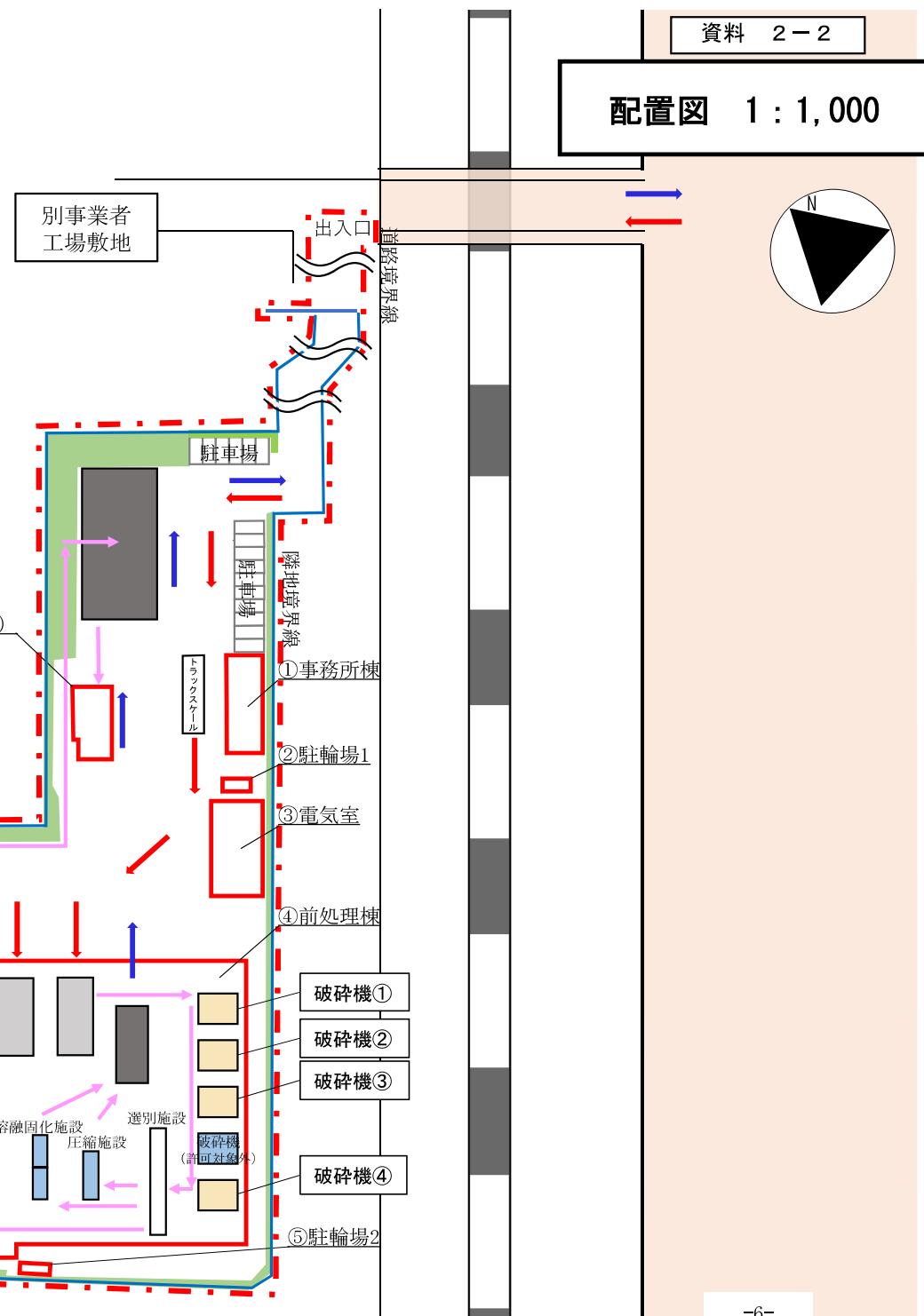
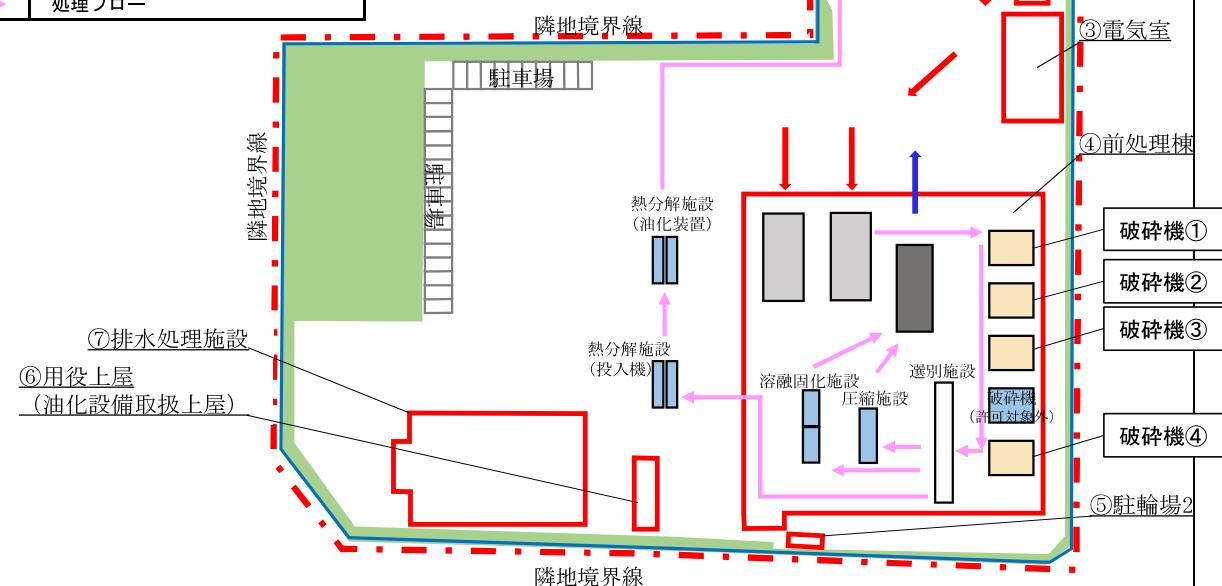
## 配置図 1 : 1,000



土地利用計画表			
番号	用途	建築面積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)
①	事務所棟	197.38	1.00%
②	駐輪場1	11.21	0.06%
③	電気室	198.00	1.00%
④	前処理棟	3,365.55	17.05%
⑤	駐輪場2	11.21	0.06%
⑥	用役上屋 (油化設備取扱上屋)	60.75	0.31%
⑦	排水処理施設	644.37	3.26%
⑧	一般取扱所 (タンクローリー取扱上屋)	22.14	0.11%
計		4,510.61	22.85%

## 【凡例】

	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地 (2,565m <sup>2</sup> 、12.99%)
	搬入
	搬出
	処理前保管場所
	処理後保管場所
	処理施設 (許可対象)
	処理施設 (許可対象外)
	フェンスH1800
	処理フロー



## 環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考											
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用があるばい煙発生施設には該当しないため											
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用があるダイオキシン類発生施設には該当しないため											
	市原市生活環境 保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例では工業専用地域に適用されないため											
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼働時間；24時間〕											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th><th>規制値</th><th>予測値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝（6～8時）</td><td>65db</td><td>60db</td></tr> <tr> <td>昼間（8～19時）</td><td>70db</td><td>59db</td></tr> <tr> <td>夕（19～22時）</td><td>65db</td><td>59db</td></tr> <tr> <td>夜間（22～6時）</td><td>60db</td><td>59db</td></tr> </tbody> </table>	時間帯	規制値	予測値	朝（6～8時）	65db	60db	昼間（8～19時）	70db	59db	夕（19～22時）	65db
時間帯	規制値	予測値													
朝（6～8時）	65db	60db													
昼間（8～19時）	70db	59db													
夕（19～22時）	65db	59db													
夜間（22～6時）	60db	59db													
	市原市生活環境 保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例では工業専用地域に適用されないため											
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 同法では工業専用地域に適用されないため											
	市原市生活環境 保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例では工業専用地域に適用されないため											
悪 臭	悪臭防止法	有	適合	同法に規定する工業専用地域内の施設に該当する。敷地境界における特定悪臭物質の予測値は規制基準値未満である											
	市原市生活環境 保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例では工業専用地域に適用されないため											
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用がある特定施設には該当しないため											
	市原市生活環境 保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例では水質汚濁に関する規制基準がないため											